

# 令和5年第5回守山市農業委員会総会議事録

第5回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和5年5月10日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

## 1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

### 議第23号～議第26号

議第23号 守山市情報公開審査会委員の委嘱に係る  
意見聴取について

議第24号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規  
定による農用地利用集積計画の決定をす  
ることについて

議第25号 農地法第3条第1項の規定による申請に  
対し、許可をすることについて

議第26号 農地法第5条第1項の規定による申請に

対し、許可をすることについて

報告第 18 号～報告第 22 号

報告第 18 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 19 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

報告第 20 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 22 号 農地変更届出について

2 出席委員は、次のとおりである。

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1 北野 豊弘  | 2 川島 忠文  | 3 林 茂一    |
| 4 石田 達男  | 5 木村 伊太郎 | 6 寺田 久重   |
| 7 林 善治   | 8 下村 耕   | 10 山本 麻紀代 |
| 12 寺田 英子 | 13 秋山 新治 |           |

3 欠席委員は、1名です。

9番 戸田 守晃 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 上畠 敏宏

局 員 参事 岡田 秀樹

局 員 専門員 吉川 与司一

書 記 指導員 井上 俊明

農政課 課長 福嶋 信宏

農政課 主事 佐薙 由布紀

農政課 事務員 杉本 咲絵

総務課 主査 小林 慶治

## ○局 長

本総会は委員総数12名中11名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和5年第5回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後2時00分)

## ○議 長

それでは、令和5年第5回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件2件、その他案件2件、報告案件5件の合計9件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

8番 下村 耕 委員

12番 寺田 英子 委員を指名いたします。

## ○議 長

それでは、議題に入ります。議第23号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

## ○書 記

朗読いたします。議第23号 守山市情報公開審査会委員

の委嘱に係る意見聴取について

以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長（第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第23号につきまして提案理由を総務課より申し上げます。

○総務課（第9条議案の説明）

守山市情報公開審査会の委員を委嘱するにあたり、実施機関である農業委員会のご意見を伺うものです。

【議案に基づいて、守山市情報公開審査会の委員の委嘱（案）の内容を説明】

以上の内容は、他の実施機関の意見も伺うことになりません。

以上で、議第23号の提案理由の説明を終わります。

○議長

意見を求めます。意見などはありませんか。

（第10条発言） 「無し」の声有り

○議長（第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とす

ることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案の改正(案)に対し「意見無し」とすることに決しました。

○議長

総務課の職員の方、ご苦労様でした。

○総務課

ありがとうございました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第24号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第24号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 24 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 (第 9 条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第 24 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 24 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を行います。質疑はありますか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第25号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第25号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長

ただいま議題となりました議第25号につきまして、担当者より提案理由の説明を申し上げます。

○担当者 (第9条議案の説明)

説明いたします。

議案書は3ページ、位置図は2ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、2件でございます。

1番の案件です。(位置図 P2)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 3,012  
平方メートルの田、同じく 〇〇〇 〇〇〇〇番 3,019  
平方メートルの田 および 〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇  
番〇 3,046平方メートルの田 3筆合計 9,077平方メ  
ートルです。

譲渡人は、大阪府吹田市〇〇〇 〇丁目〇番〇-〇〇〇  
号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇  
〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲  
受人の現在の経営面積は、10アール、通作距離は0.6キロ  
メートルです。

なお、事由欄に記載のとおり、合意解約同時提出案件で  
す。

2番の案件です。(位置図P3)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 207 平方メートルの畑です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、7.3 アール、通作距離は 0.4 キロメートルです。

なお、事由欄に記載のとおり、合意解約同時提出案件ですが、譲受人は耕作者です。すなわち利用権設定をされ耕作をされておられた〇〇 〇〇さんが、その農地を購入されるものです。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第2号の法人要件については、個人であるため適用ありません。

第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業

常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第25号の提案理由の説明を終わります。

#### ○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

#### ○●番 ●● ●●委員

この3筆は、相続により所有権を取得されたのですが、他府県に住まいされているため管理もできないことから、親戚の譲り受け人に相談されたところ、この譲り受け人は当該地の隣接の田の所有者であることから、今回の売買となりました。

譲り受け人は地元の方になりますので、何ら問題は無いものと思われまます。

以上です。

#### ○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ただいま担当者より説明がございましたとおり、現在、譲り受け人がこの農地を借り受けて耕作されています。今般、合意解約をされて所有権を取得されることになりました。譲り受け人は「○○○○○」に野菜を出荷されており、所有権取得後も引き続き野菜の出荷をされる予定ですので、問題は無いものと考えております。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 （第7条議題の宣言）

次に、議第26号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第26号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第26号につきまして、担当者より提案理由の説明を申し上げます。

○担当者 （第9条議案の説明）

説明いたします。

議案書は4ページ、位置図は4ページからです。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、2件でございます。

1番の案件です。(位置図 P5-6)

守山市〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 268平方メートルの

田で、譲渡人は 京都市〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇町〇  
〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇号〇〇 〇〇  
さん 〇〇歳。

次に、〇〇町 〇〇 〇〇〇番 178 平方メートルの畑  
で、譲渡人は 守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇  
さん 〇〇歳。

最後に、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 171 平方メートル  
の畑で、譲渡人は 守山市〇〇〇町〇〇番地 〇〇マンシ  
ョン〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、譲受人は 草  
津市〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇株式会社 代表取  
締役 〇〇 〇〇さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり  
で、契約内容は売買。事由は記載のとおり分譲住宅です。  
なお、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件であり、  
〇〇町地区 地区計画区域内でございます。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した  
区域内の農地で、住宅や公共施設が連坦することから、許  
可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題  
はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相  
当と考えます。

2番の案件です。(位置図 P7-8)

守山市〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 140平方メートルの登記地目：畑、現況：雑種地で、貸人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

次に、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 222平方メートルの登記地目：畑、現況：雑種地で、貸人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

次に、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 303平方メートルの登記地目：畑、現況：雑種地で、貸人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

最後に、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 232平方メートルの登記地目：畑、現況：雑種地および〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 551平方メートルの登記地目：畑、現況：雑種地で、貸人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

借人は 守山市〇〇町〇〇〇〇番地 株式会社〇〇〇 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は賃貸借。事由は記載のとおり農業用施設です。

なお、備考欄に記載のとおり、無断転用されており、このことについて顛末書の提出があります。

また、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件に該当し、令和4年11月22日付け、守山市農業振興地域整備計画に農業用施設用地として軽微変更され、位置付けがなされたものです。

そして、申請地5筆についての利用権の合意解約手続きがされています。提出日の関係で6月総会での報告となります。

立地基準の判断については、農用地域内の農地ではあるが、守山市の農用地利用計画で指定された用途であることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

(法第5条第2項ただし書き 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途にするために行われるものであること。)

以上で、議第26号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

この農地の北側は雨水路、南側は河川、東側は市道、西側は今回の開発される宅地になり、周囲には農地は残りませんので、問題は無いと思います。ご審議、よろしく願います。

○議 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

場所は、○○○跡地になります。担当者の説明のとおりですが、譲り受け人は他に所有する農地で利用が認められない農地が見受けられるので、耕作に向けて利用をお願いしたいものです。

以上です。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）。

4月25日に●● ●●委員と事務局で現地確認をいたしました。

1番につきましては、地区計画内であり周囲の農地に影響を与えるものではありませんし、担当地区委員が話されてとおりです。

2番につきましては、以前から問題になっておりまして、今回是正されることになりました。ここには建築確認が取れていない建物がありますが、今後、建築確認が取れる建物になるとのことであり、周囲の農地には影響がないこともあります。今後は適正に農地の利用をしていただきたいと思いますと考えます。

ご審議をお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

○議 長

ご意見無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 18 号から報告第 22 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 18 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 19 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

6 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 20 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の  
報告について

8 件の届出です。内容については記載のとおりで  
す。

報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸  
借解約通知について

8 件の届出です。内容については記載のとおりで  
す。

報告第 22 号 農地変更届出について

3 件の届出です。内容については記載のとおりで  
す。

以上です。

○議 長

ご苦勞様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され  
た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終

了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 00 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 5 年 5 月 19 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

8 番 下村 耕 委員

12 番 寺田 英子 委員